

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成24年3月23日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所長 加邊良徳

1 調 達 内 容

(1) 業 務 件 名

H24 鬼怒統管4支所自動車修繕単価契約

(2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

入札説明書による

(3) 履 行 期 間

契約の翌日から平成25年3月31日まで

で

(4) 履行場所

栃木県日光市川治温泉川治 2 9 5 - 1

五十里ダム管理支所

栃木県日光市川俣 6 4 6 - 1

川俣ダム管理支所

栃木県日光市川治温泉川治 3 1 9 - 6

川治ダム管理支所

栃木県日光市西川 4 1 6

湯西川ダム管理支所（予定）

(5) 入札方法

入札（見積）は、自動車修繕に伴う工賃として「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「建設機械一工数の時間当たり料金」、「車検代行料」、「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械部品価格の値引率」とする。

一般自動車とは、「自動車整備標準作業点数表」（（社）日本自動車整備振興会連合会）に記載のある自動車とする。

建設機械とは、上記の点数表に記載のない建設機械及び作業装置類とする。

一工数の時間当たり料金とは、納車引取手数料、書類作成費及び諸経費等を勘案した1時間当たり料金とする。ただし、板金及び塗装に関する労務は含まない。

部品価格の値引率とは、純正部品のメーカー標準小売価格に対する値引きの割合とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入

札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

２ 競争参加資格

(１) 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(２) 平成２２・２３・２４年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＣ又はＤ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(３) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(４) 次に掲げる同種業務の履行実績を有すること。

関東地方整備局管内において、平成１３年

4月1日以降に発注された自動車修繕業務の下記のいずれかにおける元請けとしての履行実績を有すること。

① 国土交通省または他省庁

② 公団等、都道府県

③ 市町村

ここでいう公団等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう。

(5) 栃木県内に本店、支店、営業所のいずれかを有しており、故障発生時等緊急時においては、営業日だけでなく夜間及び土日祝祭日も連絡体制を有し、連絡を受けてから、おおむね3時間以内に履行場所へ技術者の派遣ができること。

(6) 普通自動車分解整備事業の認証工場または指定工場であること。

(7) 本業務に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒 3 2 1 - 0 9 0 5

栃木県宇都宮市平出工業団地 1 4 - 3

鬼怒川ダム統合管理事務所 総務課 経理係

電話 028-661-1341 内線 225

- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。

② 希望者には、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

- (3) 証明書等の提出期限

平成 2 4 年 4 月 1 0 日 1 3 時 0 0 分

- (4) 入札書の提出期限

平成 2 4 年 4 月 2 3 日 1 6 時 0 0 分

- (5) 開札の日時及び場所

平成 2 4 年 4 月 2 4 日 1 1 時 0 0 分

鬼怒川ダム統合管理事務所 入札室

- (6) なお、これらの日時までに平成24年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

- (3) 入札者に要求される事項
必要な証明書等を上記3(3)の提出期限までに、上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

- (4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入

札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「建設機械一工数の時間当たり料金」、「車検代行料」、「一般自動車部品価格の値引率」及び「建設機械部品価格の値引率」が予定価格の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、前記で決定できないときは、次式により計算しRの最小額者を最低者及び落札者とする。

$$R = (X_1 \times \text{入札一般自動車一工数の時間当たり料金}) \times \{1 + 0.5(1 - \text{入札一般自動車部品価格の値引率})\} + (X_2 \times \text{入札建設機械一工数当たり料金}) \times \{1 + 0.5(1 - \text{入札建設機械部品価格の値引率})\} + (N$$

× 車 検 代 行 料)

こ こ で 、

R : 最 低 者 決 定 の た め の 金 額

X 1 : 契 約 期 間 中 に 予 定 さ れ て い る 一 般 自
動 車 の 総 工 数

X 2 : 契 約 期 間 中 に 予 定 さ れ て い る 建 設 機
械 の 総 工 数

N : 契 約 期 間 中 に 予 定 さ れ て い る 車 検 回 数

(7) 手 続 き に お け る 交 渉 の 有 無 無。

(8) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る。